

WTOカンクン閣僚会議で 何が起こったのか？

独立行政法人 経済産業研究所

コンサルティングフェロー

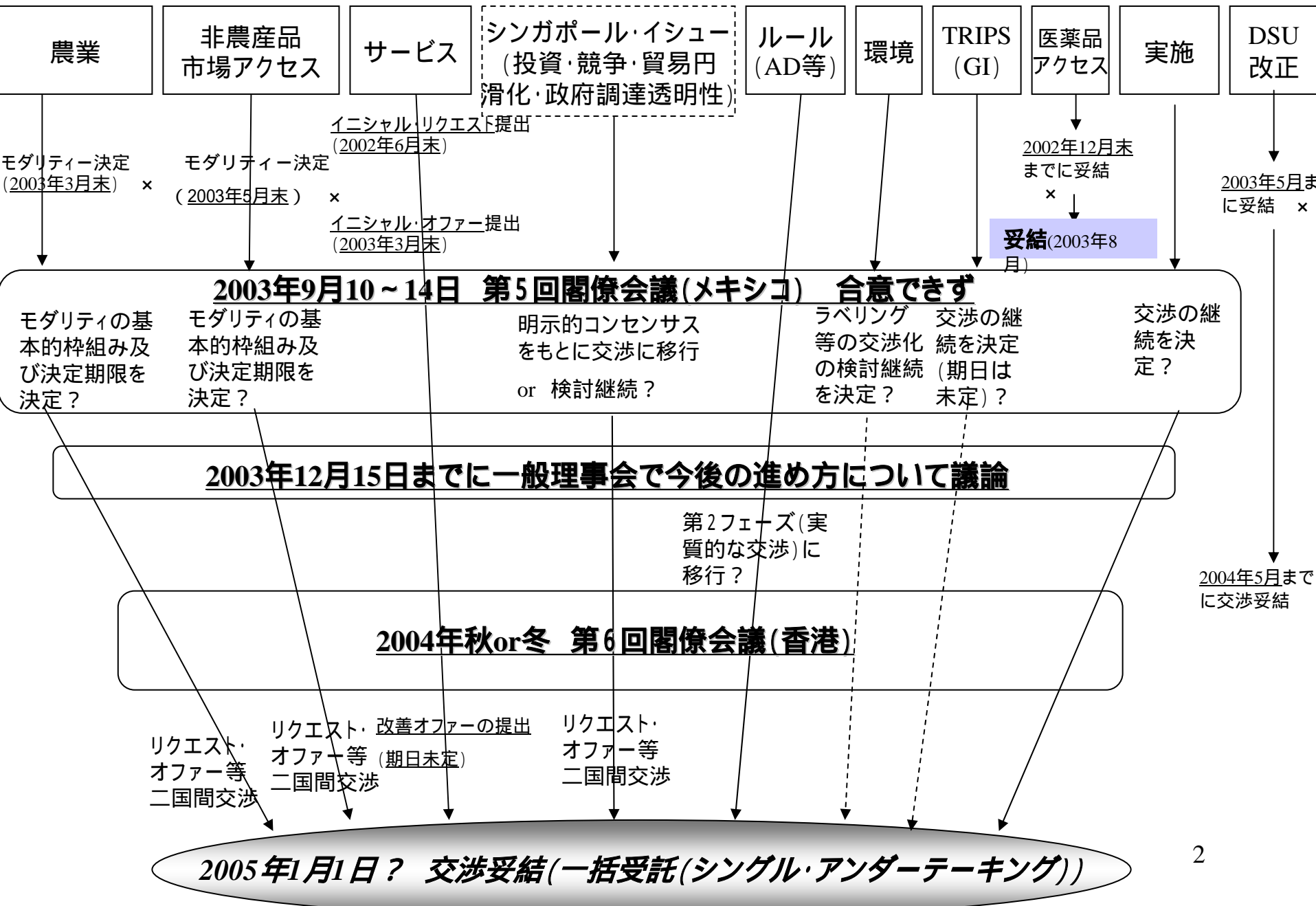
田中 伸男

tanaka-nobuo@rieti.go.

October 1, 2003



WTOドーハラウンド：今後のスケジュール・概観



日本が目指した目標

「構造改革の前進」と位置付けられること。

農業において「多様な農業の共存」が可能なルールをめざす。

「投資ルールづくり」を日本主導で開始する。

WTOの対象を「貿易」から「投資」に拡大。

経済界（経団連）の最優先事項。

「対内直接投資倍増」 + 「WTO投資ルール」 = 「内外一体の構造改革」。

非農産品分野において関税格差の縮小を実現し、世界の市場開放を進める。

戦術的には農業において孤立し、失敗の責任を問われる事態の回避。

各国の立場

	農業	非農産品	投資ルール
日	「守り」 (上限関税、関税 割当拡大に反対) キャップ反対	「攻め」(鉱工業品) 「守り」(林・水・皮革)	「攻め」
EU	「守り」(補助金削減)	「攻め」	「攻め」
米	「攻め」 「守り」(国内補助金)	「攻め」	「様子見」 (二国間での対応可能)
途上 国	「攻め」(ケアンズ諸国) (対先進国)	「守り」(途上国配慮) 「攻め」(対先進国)	積極(チリ)
			農業次第(ブラジル)
			反対(インド、マレーシア)

注) 途上国を中心に、「途上国問題の解決や、農業、非農産品における交渉の大枠(モダリティ)合意のないままに、投資等シンガポール・イシューの交渉入りを決めることはできない。」とする意見も強かった。

農業

閣僚会議文書案・三次案（具体的数字は空白）

(1) 関税削減についてはセンシティブティ（重要度）に応じて品目を3グループに分類。

< 先進国 >

- ・高 平均[] %、最低[] %削減。関税削減や関税割当の組合せにより市場アクセスの拡大を実施。
- ・中 一定税率未滿に一律削減（スイス・フォーミュラ）
- ・低 関税ゼロ

一定の上限関税を設定し、これを超える品目は、当該上限関税まで削減するか、または関税割当の拡大等（当該品目以外の品目での対応も可）の追加的市場アクセスをリクエスト・オファーにより提供。但し、括弧書きで、「極く限られた品目について、今後決定される条件の下で、追加的柔軟性を与える」とされた。

< 途上国 >

・基本的には先進国と同じであるが、追加的な柔軟性を付与（低い関税削減率及びより長期の実施期＋特別品目に対する関税削減の軽減と関税割当拡大の免除）。また、上限関税を適用するか否か及びその程度は今後の交渉次第。

- (2) 国内補助金については「黄」の政策は削減（総合AMSベース）、「青」の政策は上限設定（農業生産額の5%）の上、更に削減。
- (3) 輸出補助金・輸出信用については一部品目を対象に撤廃、その他の品目は段階的撤廃を目指した削減（撤廃時期を交渉）。

日本の立場

非貿易的関心事項を更に明確に位置付けるべき

上限関税の設定に反対

我が国の高関税品目の例：コメ：490%、小麦：210%、バター：330%、でん粉：290%、落花生：500%等

重要品目の関税割当拡大に反対（必須ではないと確認されているが、重要品目の関税割当拡大の記述自体が問題）

コメのミニマム・アクセス数量 = 現在は国内消費量の7.2%（76.7万t）

非農産品（鉱工業品中心だが林水産品を含む）

閣僚会議文書案・三次案（具体的数字は空白）

- (1) ジラール議長提案（高関税国ほど削減が緩やかな不公平な方式）のみを参照。米・EU提案（途上国も含めて一定関税率以下に一律削減する方式）に言及せず、削減方式については「個別品目毎に適用される非定率的な方式」と規定。
- (2) 分野別関税撤廃については「全加盟国の参加が重要」との表現に止まり、参加のあり方は明示的に議論を先送り。
- (3) センシティブ品目例外は途上国のみ認め、三次案では更に途上国配慮を強化。

日本の立場

関税格差を是正する志の高い単一の削減方式（日本は鉱工業品分野では世界最低の関税率であり、諸外国との格差是正はプラス）。ジラール方式には反対。米EU提案支持。

日：2.5%、米：3.9% EU：3.2%、加：5.3%、中：9.1%(2010年)、韓国：10.2%、
タイ：24.2%、インド：45%

センシティブ品目に対する柔軟性が必要（林、水産品、皮、履物）。

「投資」等新分野（シンガポール・イシュー）

閣僚会議文書案・三次案

投資：明確化作業を継続し、農業と非農産品と同じ期限までにモダリティ（交渉の大枠）を決定し、交渉開始。

競争：明確化作業を継続。

貿易円滑化、政府調達透明性：カンクン閣僚会議においてモダリティ（交渉の大枠）に合意し交渉開始。

日本の主張

「投資」を含め 4分野全てでカンクンで一括（Bundle）して交渉開始。
「投資」がプライオリティ。

EU：基本的に日本と同じ立場。（「投資」の交渉の大枠について日本等と共同提案）

米：証券投資を含む強い「投資ルール」を指向（WTOでなくても二国間で対応可能）。

途上国：多くの国は 内容に柔軟性があるか、先進国が農業を開放するか、次第。
インド、マレーシア、ACP（アフリカ、加ブ、太平洋）諸国等強い反対国あり。
交渉の柔軟性で説得。

10日から13日までは、農業、非農産品市場アクセス、シンガポール・イシュー、途上国問題、その他の各分野ごとのファシリテーターの下で議論が進められた。

13日には、それまでの議論を受けて、閣僚会議文書の第3次案が配布された。

14日未明には一部の国の間で農業につき水面下の調整が進められた。

14日午前より主要国の閣僚レベルで宣言案文の最終調整を行う少数国会合（いわゆるグリーンルーム）がシンガポール・イシューについて行われたが、調整が付かなかった。この時点で一部閣僚がシンガポール・イシューを棚上げにして、農業についても議論を行う事を提案した。

しかしながら、議長を務めていたメキシコのデルベス外務大臣は、これ以上の調整を断念し、2003年12月15日より遅くない時期に高級事務レベルで一般理事会を開催し、ドーハ開発アジェンダの成功裡終結に向けていかなる行動を取るべきか議論するとの趣旨の声明を出し、閉幕した。

投資に関する交渉の構図

【ドーハ宣言での記述】
カンクン閣僚会合で交渉モダリティに明確なコンセンサスの元で合意し、その後、交渉を開始する。

1. 各国のスタンス

米国

推進派

途上国

日・EC・韓国・スイス等

インド・マレーシア、ケニア等

ドーハマンデート

明確化作業は終了。手続き等、簡潔なモダリティに基づき交渉を開始すべき

明確化の作業は未了であり、明確化作業を継続すべき。仮に交渉を開始する際には、詳細なモダリティに基づくべき

途上国配慮

ハイレベルなルール指向

ある程度の途上国配慮を検討

途上国配慮を重視すべき

・自由化約束の例外のみを登録するネガティブリスト方式を指向

・自由化約束は、各国が柔軟に対応できるポジティブリスト方式を指向

・開発政策を制約すべきではない
・投資家・投資国の義務を規定すべき
・技術支援を強化

投資の範囲

ポートフォリオ投資(証券投資等)を含むべき

直接投資(注)をベースとすべき

直接投資に限定すべき

(注)直接投資：工場設立など

2. 途上国への説得方策

先進国側から問題のない範囲でモダリティ案を提示し、途上国の求めに応じ交渉の対象範囲を狭める(場合によっては途上国配慮を加える)。例えば、

- ・「投資の範囲」を直接投資に限定
- ・途上国に対して準備期間やルールの柔軟性等、優遇措置を付与(途上国の開発政策を、一定程度認める)
- ・技術支援の供与

3. 交渉全体との関係

(1)他のシンガポールイシューについても交渉化について途上国の反対が根強い。

- ・政府調達透明性：モノに限る / 中央政府に限る / 紛争処理手続きの対象としない、等
- ・貿易円滑化：コストがかかる / インフラ整備等の支援が必要、等

(2)農業、非農産品について「数字」がカンクンでは入らないことがほぼ明らかとなった中で、途上国としての切り札の一つであるシンガポールイシューでは譲歩しないという雰囲気。

(参考) 投資に慎重な国々の発言

地域	国名	発言内容
アジア	インドネシア	開発政策を制約すべきでない。 交渉内容を明確にすべき 技術協力が重要
	タイ	直接投資に限定すべき 投資前の無差別原則の約束除外 紛争解決手続きの除外 投資家・投資国の義務の必要性 パフォーマンス要求の許容 農業の進展が前提
	中国	途上国にとって負担がある 投資ルールを結んでも投資が増えない 交渉内容の明確化(直接投資への限定等) 先進国と途上国の義務のバランスが重要 交渉開始前に内容を理解することが必要
	香港	交渉モダリティには内容も記載すべき。 国内政策への柔軟性が必要
	マレーシア	明確化作業が終了していない パフォーマンス要求が必要 投資後における無差別原則にも例外が必要
	フィリピン	明確化作業が終了していない
	バングラ ディシュ	明確化作業が終了していない 投資家・投資国の義務の必要性
	パキスタン	明確化作業が終了していない
	インド	明確化作業が終了していない 一括受諾の対象ではない 星イシュー(投資)をWTOで取り扱うことに反対 開発政策を制約すべきでない 投資の範囲が明確ではない 紛争処理については疑問 交渉内容を明確にすべき ルールの策定によっても投資は増えない。 投資家・投資国の義務の必要性 パフォーマンス要求を認めるべき

地域	国名	発言内容	
ラ米	メキシコ	DSUに議論がある	
	コロンビア	クロスリタレーションによる制裁を懸念	
	ペルー	農業の進展が必要	
	チリ	農業の進展が前提	
	ガイアナ	技術協力でごまかそうという動きに懸念 途上国に新たな負担を課すべきではない ルール策定のメリットが不明確 技術支援が重要	
	ブラジル	農業の進展が前提 パフォーマンス要求を認めるべき	
	キューバ	明確化作業が終了していない	
	ベネズエラ	明確化作業が終了していない	
	アフリカ	南ア	先に対応すべき途上国問題に対応されていない 全体のバランス(農業・NAMAの進展)が必要
		ケニア	明確化作業が終了していない 開発政策を制約すべきではない
ザンビア		明確化作業が終了していない	
ナイジェリア		明確化作業が終了していない	
エジプト		明確化作業が終了していない	

(参考)

なお、本年開催された以下の3つの途上国主催貿易大臣会合では、途上国の閣僚レベルがシンガポールイシューの交渉開始に反対し、議論の継続を求める声明をまとめた。

5月31日～6月2日 LDC貿易大臣会合(バングラディシュ)
6月19～20日 アフリカ連合貿易大臣会合(モーリシャス)
7月31日～8月1日 ACP貿易大臣会合(ベルギー)
(注) ACPはアフリカ、カリブ、太平洋諸国の略

【閣僚会議文書・三次案の概要】

投資：明確化作業を継続し、遅くとも[X]までに一般理事会がモダリティを採択し、交渉を開始する。

競争：作業部会が明確化作業を継続し、[X]までに一般理事会に報告する。

(注) 期限[X]は、農業と非農産品市場アクセス交渉のモダリティ(交渉の大枠)の合意期限と同じ。

貿易円滑化、政府調達透明性：付属書に掲げるモダリティ(交渉の大枠)に合意し、交渉を開始する。

【カンクン閣僚会議における議論の流れ】

我が国としては、貿易円滑化、政府調達の透明性、投資、競争の四つのシンガポール・イシューの交渉を開始すべきとECなどと主張してきた。

これに対して、印、マレーシア、ACP(アフリカ・カリブ・太平洋諸国)などの途上国は、論点の明確化を継続すべきと交渉開始に強く反対していた。

我が国はEC、韓国、台湾、スイス、コスタリカなどと密接な連携を取るとともに、印、マレーシアなどの途上国への働きかけを行った。

会議においては完全に両陣営が対立したまま、13日に提示された三次案においては、貿易円滑化と政府調達の透明性の二分野について交渉を立ち上げる一方で、投資、競争の二分野については、交渉のモダリティを議論し、交渉を後日開始するという事となっていた。

14日の少数国会合においては、我が国を含む先進国側からは、今次会合では一部の分野のみの交渉化で良いと歩み寄りの姿勢を示したものの、一部途上国は、全ての分野について一切交渉化できず、論点の明確化を継続すべきとの立場を維持した。

農業交渉の構図（まとめ）

		閣僚会議文書・三次案	米・EU提案	我が国の立場	G21修正提案
市場アクセス	関税削減	グループ1・平均[]%、最低[]%削減(UR方式)、関税削減や関税割当の組合せ グループ2・係数[]のスイス方式 グループ3...無税	グループ1・平均[]%、最低[]%削減(UR方式)、関税削減や関税割当の組合せ グループ2・係数[]のスイス方式 グループ3...無税	3つのグループに分類し、UR方式と同等の効果を有する方式で削減	グループ1・[]%削減 グループ2・係数[]のスイス方式 グループ3...無税
	関税上限	[]%の上限設定、又は追加的市場アクセス [極く限られた品目について、今後決定される条件の下で、追加的柔軟性を与える。]	[]%の上限設定、又は追加的市場アクセス	上限関税、関税割当拡大に反対	先進国のみに[]%の上限設定(例外なし) 関税割当は国内消費量の[]まで拡大。
	S&D	途上国は低い関税削減率及びより長期の実施期間 特別品目に対する関税削減の軽減と関税割当拡大の免除	途上国は低い関税削減率及びより長期の実施期間等	途上国は低い関税削減率及びより長期の実施期間等	途上国の関税削減は、UR方式とすべき。 特別品目を設定
国内支持	「黄」の政策	「黄」の政策を[]%～[]%の範囲で削減	最も貿易歪曲的な支持(「黄」の政策)を、[]%～[]%の範囲で削減	「黄」の政策を[]%～[]%の範囲で総合AMS方式により削減	全ての貿易歪曲的な支持を[]%～[]%の範囲で品目毎に削減
	「青」の政策	「青」の政策に替わる枠組みを創設。農業生産総額の5%を上限とし、削減	「青」の政策に替わる枠組みを創設。農業生産総額の5%を上限	「黄」、「青」、「緑」の政策の枠組みを維持	青の政策は撤廃 2.5%を上限
輸出規律	輸出補助金	途上国の関心品目の輸出補助金を撤廃。残る品目は撤廃に向けた削減	途上国の関心品目の輸出補助金を撤廃。残る品目は削減	全ての形態の輸出補助金への同等な規律	輸出補助金は撤廃
	輸出信用	輸出補助金と実効上同等の方法で、撤廃・削減	輸出補助金と実効上同等の方法で、撤廃・削減		補助金的要素を撤廃

(注) G21: アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エジプト、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、インド、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、タイ、ヴェネズエラの計21カ国。その後トルコが入り、G22と呼ばれることもある。

12

総合AMS: AMS(助成合計量 = 価格支持相当額 + 削減対象補助金額)を全品目の総計で削減する方式。

【カンクン閣僚会議における議論の流れ】

我が国としては、G10諸国と連携しつつ、非貿易的関心事項への適切な配慮、関税の上限設定及び関税割当拡大への反対などの主張を行ってきたところであったが、第三次案においては、カッコ書きながら、非常に限られた品目については上限関税の対象としない、との例外が入れられた。

(注) G10: ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、ノルウェー、スイスの計10カ国。

最大の焦点は、

- ・米国、ECが国内助成の削減及び輸出補助金の撤廃に関する途上国(G21)の要求に対応するか
- ・市場アクセスにおける途上国の関税削減方式 (G21新ペーパーは第三次案をさらに弱めるもの)

等であった。

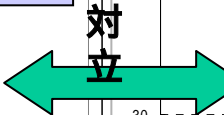
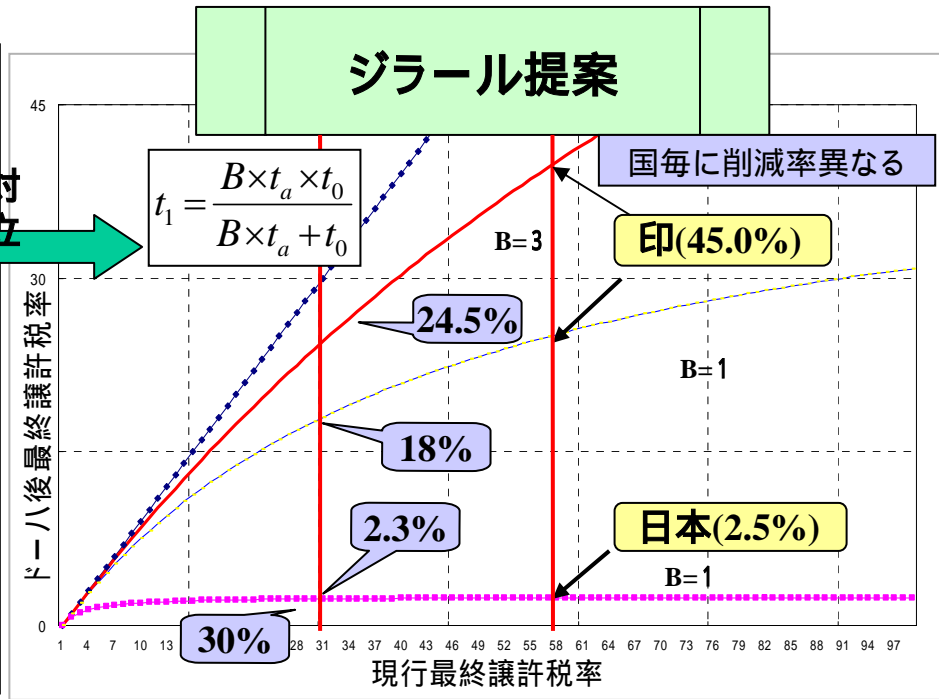
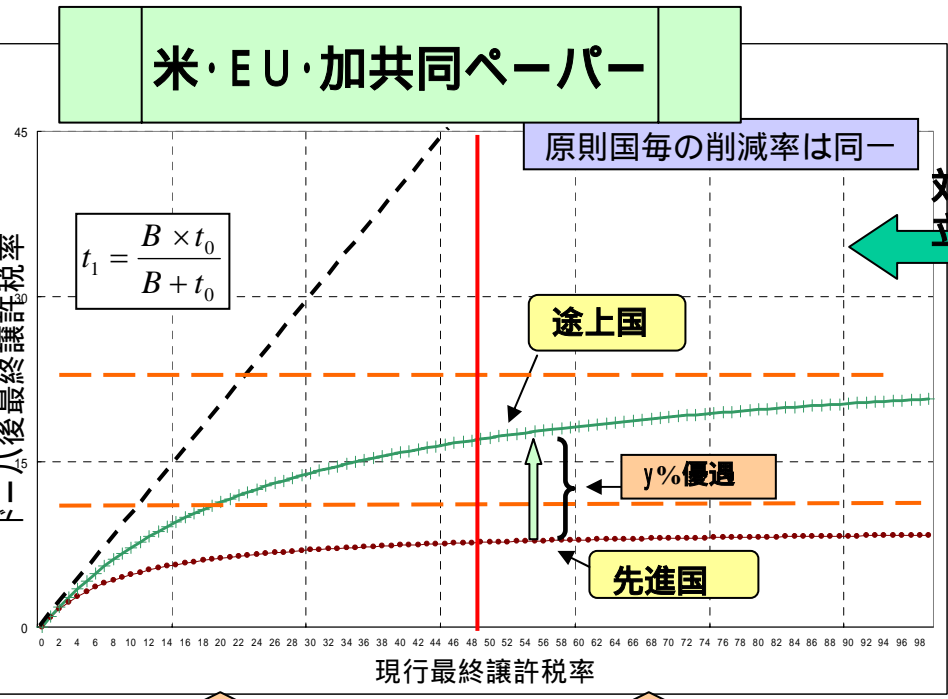
途上国と欧米の溝は大きく、14日午前3時頃まで一部関係国の間で調整が行われたが、議論は暗礁に乗り上げた。

今年末に期限の来る「平和条項の延長」の扱いが今後の焦点。

非農産品市場アクセス交渉の対立の構図(フォーミュラ)

先進国

途上国



日本

- 原則米・EU案を支持。
- センシティブ品目の柔軟性必要。

途上国

- 途上国配慮不十分。
- ジラール案をベースに。

途上国 支持

- 一層の途上国配慮を求める。

日・米・EU + 一部低関税途上国 批判

- 関税格差是正につながらない。

基本係数を一律x%分上乗せ。
途上国は譲許率9.5%以上にすれば、優遇。
譲許税率と実行税率との格差減少でさらに優遇。

非農産品市場アクセス交渉の対立の構図(分野別アプローチ)

・分野別アプローチについては、先進国は義務的要素として、途上国は自主的要素としてモダリティに位置づけるべきと主張し、対立している。

・米、EU、日本の関心品目、及び途上国の関心分野は、以下のとおり。

日本の関心分野

繊維、事務機器、工作機械、ベアリング、時計、カメラ、自転車、チタン、ガラス、陶磁器、自動車

自動車部品、家電、ITA(情報通信機器)、玩具、鉄鋼、建設機械、紙、化学

繊維・衣類

履物

EUの関心分野

途上国関心分野の関心分野

水産物、皮革、履物、電子、電気製品、繊維、衣類、宝石、貴金属、林産物

水産物、

林産物、非鉄、農業機械、家具、医療機器、医薬、ソーダ灰、

米国の関心分野

Cf. :日本のセンシティブ品目

皮革、履物、林産物、水産物

下線:議長モダリティ案における分野別品目

電子・電気機器、水産物、履物¹⁵、皮革製品、自動車部品、宝石・貴金属、繊維・衣類

カンクン閣僚会議における議論の流れ(非農産品市場アクセス部分)

【カンクン閣僚会議文書案・三次案の概要】

カンクン閣僚宣言に盛り込む非農産品市場アクセス交渉モダリティの基本枠組み及びその決定期限を提示するもの。二次案と比べ更に途上国向け配慮が強化された。

閣僚会議文書案は、議長モダリティ提案のみを今後の交渉の参照としていること、関税格差の是正につき言及していないこと、より志の高い成果を得るために全ての国に対する限定された範囲での柔軟性が必要であるとの点が言及されていないこと等が問題。

モダリティは[・]までに決定する。

非農産品市場アクセスのモダリティ案

今後の作業のベース	議長モダリティ提案を、今後の交渉における作業のための参考として使用する。	我が国は米EU加共同ペーパーを支持しており、その要素がモダリティに反映されることを求める。
関税削減方式(フォーミュラ)	個別品目毎(line by line)に適用される非定率的な('non-linear')フォーミュラについての作業を継続すべき。	「単一」、「簡潔」、「関税格差是正効果を有する」、「実質的な市場アクセス改善に資する」等の志の高いフォーミュラとするようなガイダンスの得られる文言を盛り込むべき。 同時に、より志の高い成果を得るためにも、全ての加盟国に一定の柔軟性が必要である。
分野別アプローチ	全ての加盟国が参加する分野別関税撤廃・調和が、関税の削減・撤廃というドーハ宣言の目的を達成するためのフォーミュラと並ぶもう一つの鍵となる要素。途上国のための適切な柔軟性のための規定につき議論を続ける。	分野別関税撤廃・調和は、途上国の関心品目を含めて、特定分野について、一層志の高い成果を得るために不可欠のもの。議長案はこの趣旨が生かされているので、最終的には受入れ可。
新規加盟国	特別扱いの必要性を認めた上で、取扱については引き続き交渉。	特別扱いは、関税引下げの実施期間に限定されるべき。

16

【カンクン閣僚会議での議論の流れ】

関税格差を是正する方向での関税削減や義務的な分野別関税撤廃・調和を目指すべきとする先進国と、より緩やかな削減方式と自主的な分野別関税撤廃・調和を求める途上国とで引き続き意見の対立が見られたが、閣僚宣言案そのものは、表現が曖昧で議論を先送りするものに止まっていた。

我が国が主張する「柔軟性」に関しては、他の先進国及び一部途上国から閣僚宣言に明示することはできないとの反対があった。但し、米、ECは宣言案の「事前には例外を設けない」との原則の解釈(事後には認めうる)で対応可能であるとの見解を改めて示した。

カンクンのもう一つのイシュー：綿花問題

- 25【綿花に関する分野イニシアティブ】 我々は、ブルキナファソ、ベニン、チャド及びマリによる「貧困削減：綿花を有利に扱う分野別イニシアティブ」と銘打たれた提案に留意し、[...]に合意する。（閣僚宣言2次案）
- 27.（綿花に関する分野別取組）我々は、多くの開発途上国の開発にとって綿花が重要であることを認め、その市場における貿易の歪曲に対処するための緊急の行動が必要であることを理解する。したがって、我々は、この分野全体についての包括的な検討を確保するために、貿易交渉委員会の議長に対し、農業、非農産品市場アクセス及びルールに関する交渉グループの議長と協議して綿花、人造繊維製品、繊維及び繊維製品（衣類を含む）の貿易に関して存在する貿易の歪曲の影響に対処するよう指示する。綿花がそのGDPの主要部分を占める経済の多様化に現存するプログラムや資源を効果的に振り向けるため、事務局長に対し、関係する国際機関（ブレトン・ウッズ機関、世界食糧農業機関（FAO）、国際貿易センター（ITC）を含む）と協議するよう指示する。加盟国は、附属文書Aのパラグラフ1で定める裁量を綿花のための国内助成の削減を回避するために利用しないことを誓約する。（閣僚宣言3次案）
- NGOによって「綿花問題」と「投資」がカンクンでのターゲットにされていた。綿花問題での譲歩が得られなかったことがACP諸国を「シンガポール・イシュー」において硬化させたとの見方もある。

失敗の原因(1)

先進国VS途上国対立の先鋭化

- URでのブレアハウス合意と異なり、米EC農業合意がbreak-throughとならなかった。伯印連合によるG21構築。ミニ閣僚会議方式が機能せず。
- ドーハでの孤立を繰り返さないため、インドが全ての交渉分野での対立の構図を先導した。
- 綿花、投資、S&DでのNGOの情報活動がアフリカ諸国の期待値を高めすぎ、対応を強硬化させた。
- ラウンドを遅らせたい中国も最終的には途上国に同調した。

失敗の原因(2)

ラウンド推進力の欠如

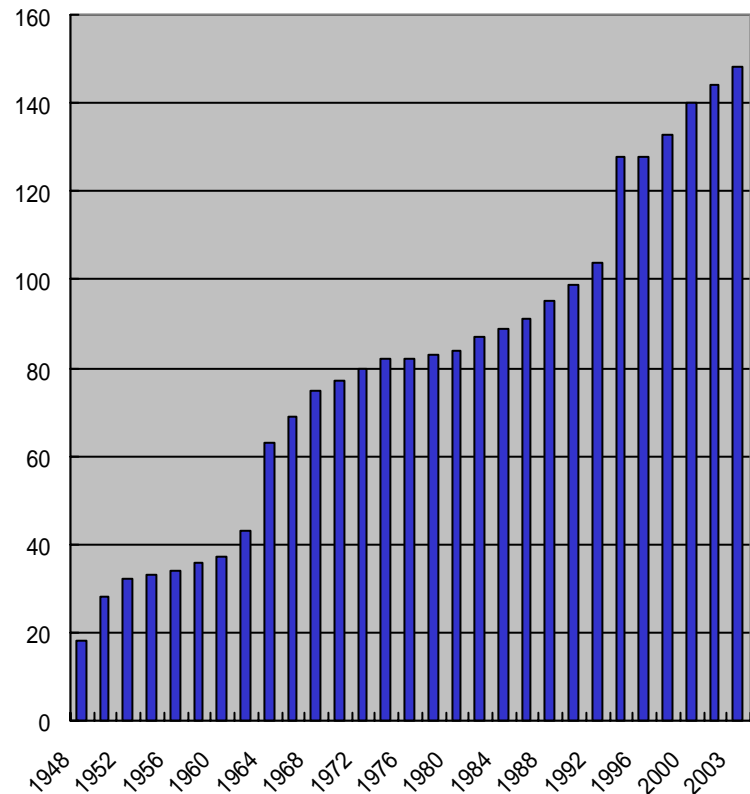
- 米国は来年の大統領選挙を控え、農業補助金、綿花などで大幅譲歩は不可能であった。(ドーハでの9/11効果の喪失)
- ECもEC拡大を控え、農業輸出補助金を守る必要があり、投資・競争を捨てて農業での野心のレベルを下げる作戦に出た。
- 日本は農業を守るのに精一杯。投資もその代償となる。
- 伯(アモリン外相)はカンクンを対米外交の一手段とした。
- 中国は新規加盟で手一杯。これ以上の譲歩は国内的に困難だった。
- インドは総選挙を来年に控え、ラウンドからのgainは期待していなかった。孤立化を防ぐことが至上命題。
- メキシコにとってNAFTAなどのバイが重要であり、ラウンドでの市場開放は中国を利するだけとの発想。
- アフリカの途上国はNGOの影響下で、自らの失うものを客観的に判断できなかった。

Implication (1)

WTOのUNCTAD,国連化

- 148加盟国での新しいルール作りの難しさ。“Culture Crash”(ペティグル加貿易相)“Medieval institution”(ラミー委員)
- URで強制力あるDSB(紛争処理システム)が出来上がっている事が、逆にDSを前提とする新ルール作りに対し途上国の抵抗を強めた。
- シアトル閣僚会議の失敗の原因の一つは意思決定プロセスの不透明性にあった。カンクンではファシリテーターの活用、HODsでの透明性確保とグリーンルーム方式の両立をなんとか実現。
- 投票など意思決定方式の見直しをしないと、主要18か国による実質的貿易交渉メカニズム(ヤイター)ができる?
- 当面は既存のルールやDSB(紛争処理メカニズム)活用中心。

GATT/WTO参加国数



Implication(2)

当面、貿易自由化はFTA,RTA中心へ

- “America will not wait for the won't-do countries” (ゼリック米通商代表) FT03/09/24
- カナレス墨商工大臣の発言。「(カンクン失敗を受けて)日墨FTAの実現は両国に極めて重要。」
- 日本のFTA戦略(後述)に加え、日韓中投資協定構想、日印投資協定なども視野に。

Implication(3)

ラウンド決着にはもう少し時間が必要か。

- **カンクンが失敗すれば、本格再開は2005年までは無理。(ゼリック)**
- **Intensive careが必要。EUは引き続き強力でルールに基づく多国間貿易システムにコミット。(ラミー)**
- **FTA、RTAが進むと、ラウンドをプッシュする効果も期待できる。またいずれ全体の整合性が問題になる。(重層的通商政策)**
- **国内の交渉体制、交渉戦略のレビューが必要。**

ウルグアイラウンドの経過

1986年9月 ブンタデルエステ閣僚会議でラウンド開始。1990年末を目標。農業を含む15の交渉グループを立ちあげ。

1988年12月 モントリオール中間レビュー閣僚会議。農業IPR、SGなどで合意できず。

1990年12月 ブラッセル閣僚会議。農業で決裂。

1991年12月 ダンケルテキスト(数字を含むモダリティ、協定案文など最終合意案)

1992年11月 米欧ブレアハウスで農業修正案合意。

1993年12月 TNCでウルグアイラウンド合意宣言。

1994年4月 マラケシュ閣僚会議

何故 F T A か？

米州

NAFTA

=

FTAの推進により
競争力強化

=

欧州

EU統合

供給サイドの改善

企業収益改善

- ・関税コスト減
- ・生産拠点効率化

国内構造改革

投資先としての魅力向上

【世界の投資受入に占める比率増大】

・NAFTA	約20%	約35%
	(91年)	(99年)
・EU	約40%	約50%
	(86年)	(00年)

需要サイドの刺激

市場(庭先)確保

- ・関税撤廃
市場への優先的アクセス
- ・原産地規則
域内調達の増大

【域内輸出比率の拡大】

・NAFTA	墨・加	約70%	約90%
	米	約30%	約40%
		(90年)	(99年)
・EU		約60%	約80%
		(86年)	(00年)

90年代の取組の
遅れにより、
欧米に大きく
水を空けられる

日本

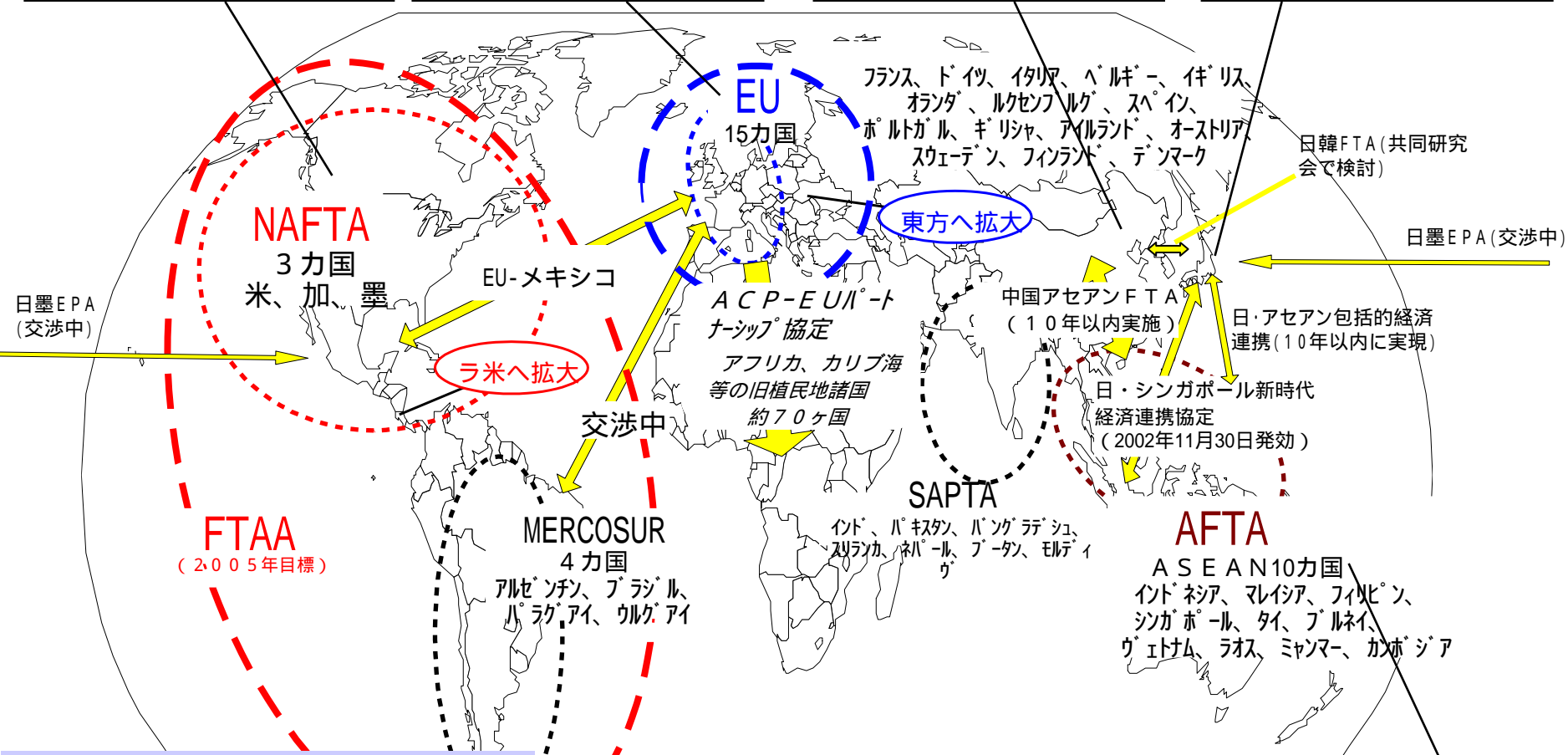
世界の主要な地域貿易協定の動き

NAFTA:
人口 4億1100万(人)
GDP 11兆1000億(US\$)

EU:
人口 3億7600万(人)
GDP 7兆8370億(US\$)

中国:
人口 12億6600万(人)
GDP 1兆800億(US\$)

日本:
人口 1億2600万(人)
GDP 4兆7600億(US\$)



WTOに通報された地域貿易協定の数

1970年	1990年	2003年
6	31	184

ASEAN:
人口 5億4800万(人)
GDP 6460億(US\$)

「攻め」= 東アジア

ねらい: 市場の確保とわが国経済・企業の構造改革

わが国企業は既に経済実態として東アジアとの結びつきが緊密

・最大の貿易相手

・東アジアワイドでの最適調達・生産・物流・販売を模索

= 連携強化によるコスト削減・収益力強化の可能性

東アジアの共通市場化は、東アジア共通の利益

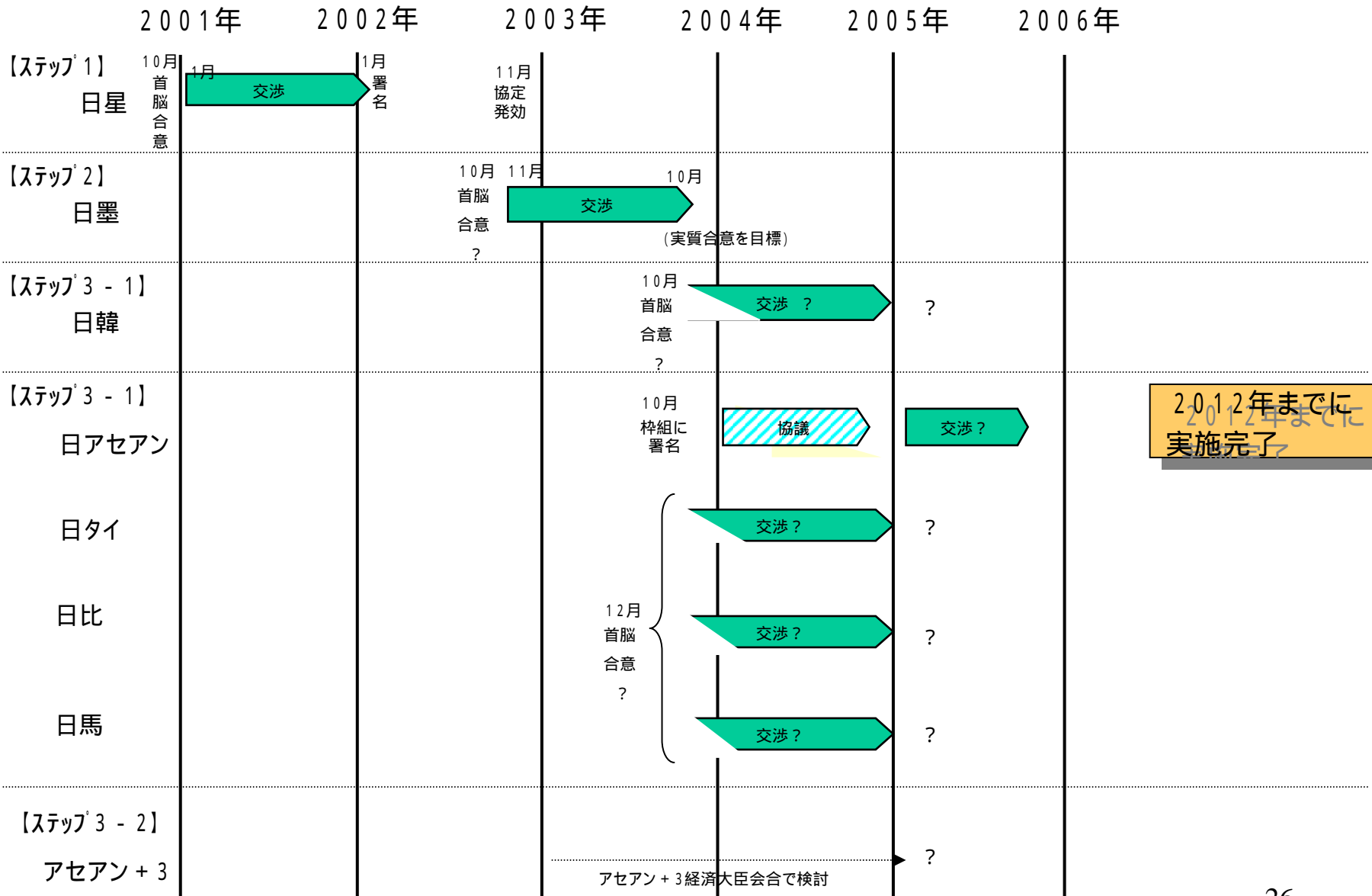
まずは日韓、日アセアンの経済連携を優先

⇒ 日本にとって初めての経済連携協定として、
「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」締結(昨年1月署名、11月発効)

「守り」= メキシコ

ねらい: FTAの不在による不利益の解消

経済連携のスケジュール

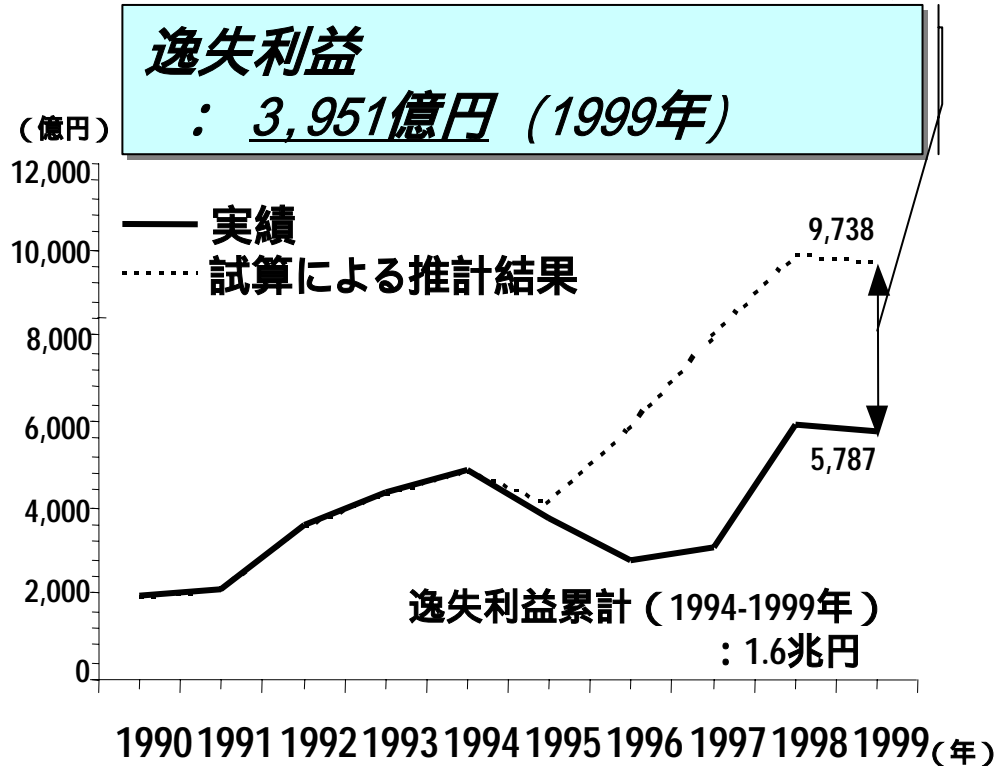


2012年までに
2012年までに
実施完了

(参考: 1 - 1) FTAの不存在による不利益の概要

メキシコがNAFTAやEUとのFTAを締結したことにより、同国の輸出入は北米や欧州へとシフト。日本のウエイトは著しく低下し、多額の利益を逸失

経済産業省試算： NAFTA締結直前の対日輸入シェアが現在でも維持されていると仮定した場合



生産減少 : 6,209.91億円
雇用喪失 : 31,824人

メキシコの締結したFTA

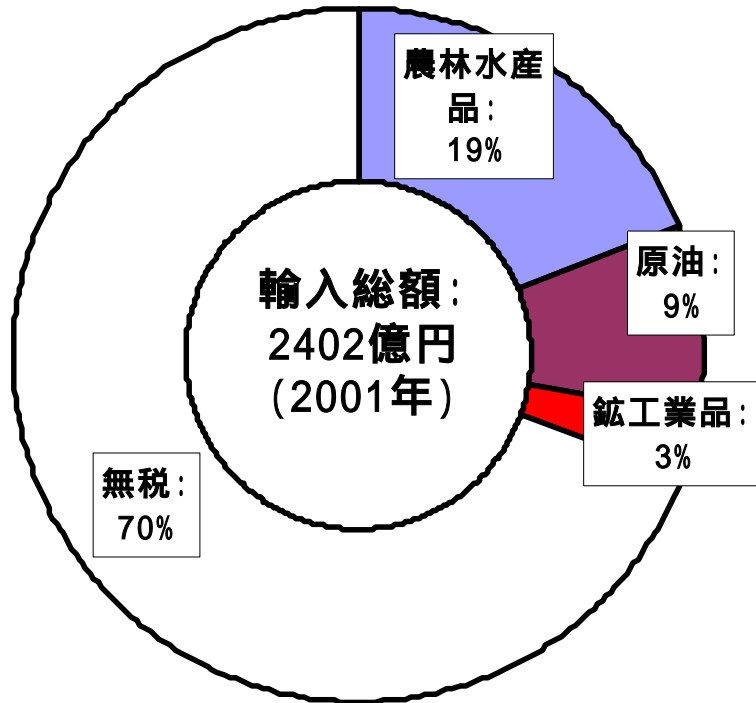
- 1992 チリ
- 1994 NAFTA (米国・カナダ)
- 1995 ペルー・コロンビア、コスタリカ、ボリビア
- 1998 ニカラガ、ホンジュラス
- 2000 EU、イスラエル
- 2001 EFTA、エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス、ウルグアイ

メキシコの輸入に占める日本のシェア (経済産業省調べ)

6.1% → **3.7%**
 (1994) (2000)

(参考: 1 - 2) 日メキシコ貿易の概要

メキシコからの輸入

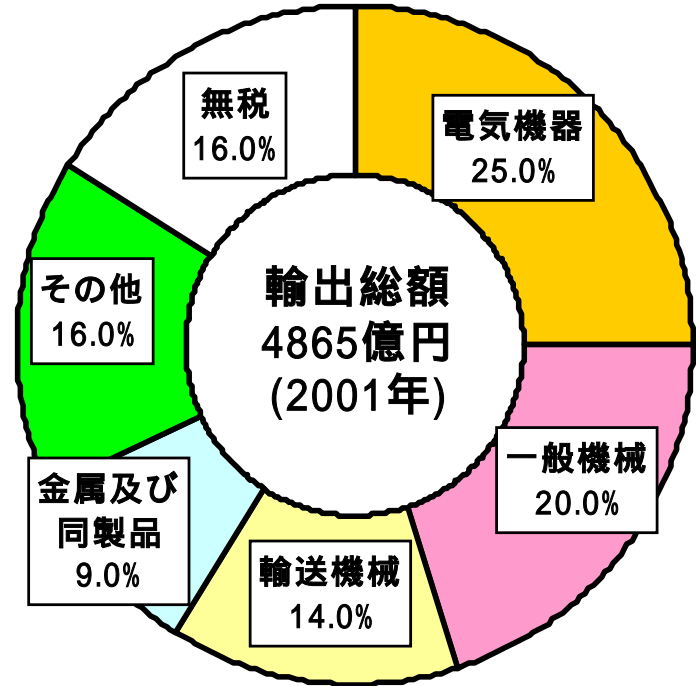


輸入品の70%が無税

主な輸入品

自動車(11.1%)、コンピューター用ユニット(10.5%)、豚肉(10.3%)、原油(8.8%)、塩(6%) 等

メキシコへの輸出



輸出品の16%が無税

主要輸出品:

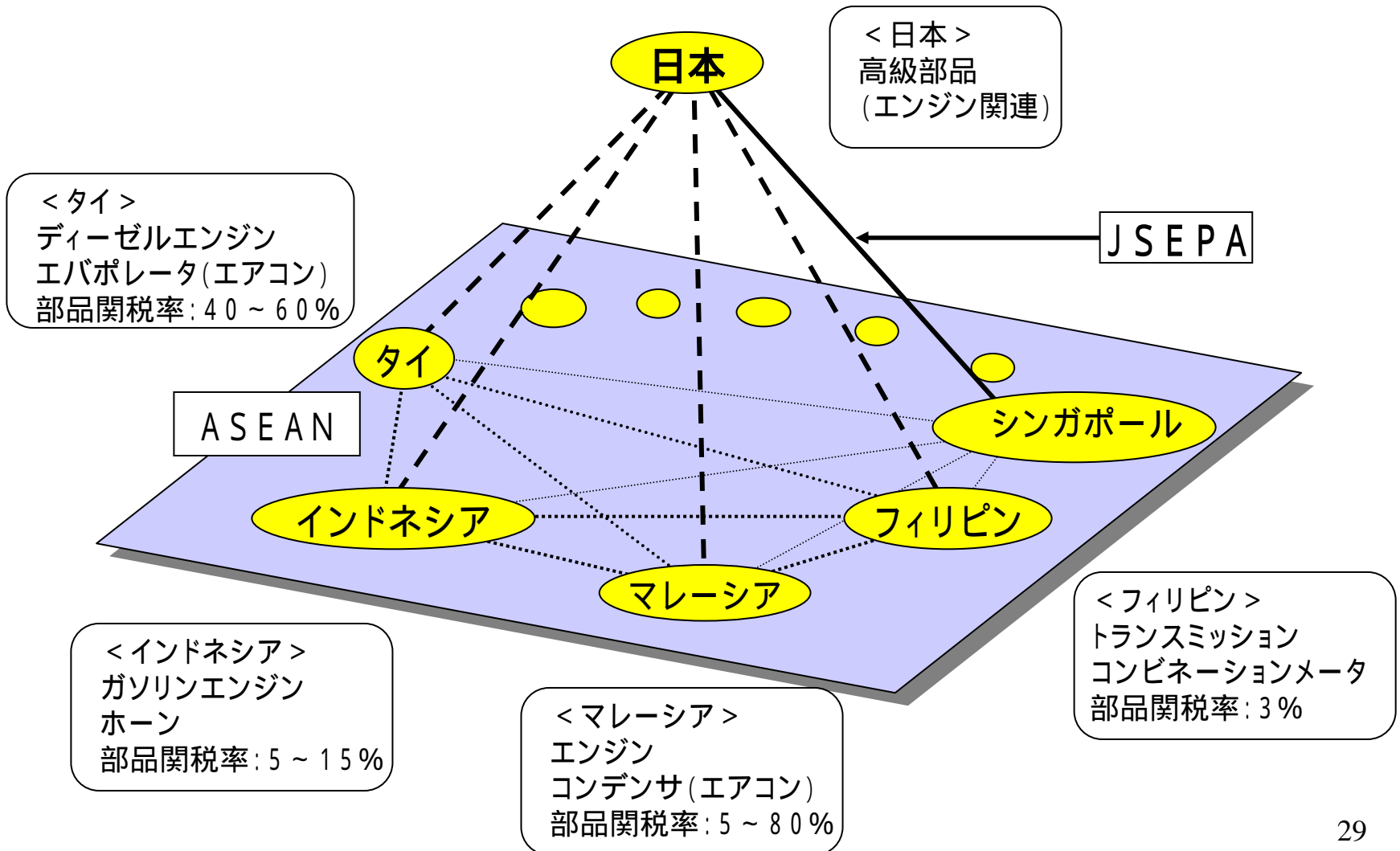
集積回路、テレビ部品、コンピューター部品、発電機、鉄鋼、鉄鋼製品、自動車、自動車部品等

財務省貿易統計(2001年)

(注) 輸出の品目別データは2000年のデータで計算

(参考: 2 - 1) 自動車産業の「アセアン最適」供給体制

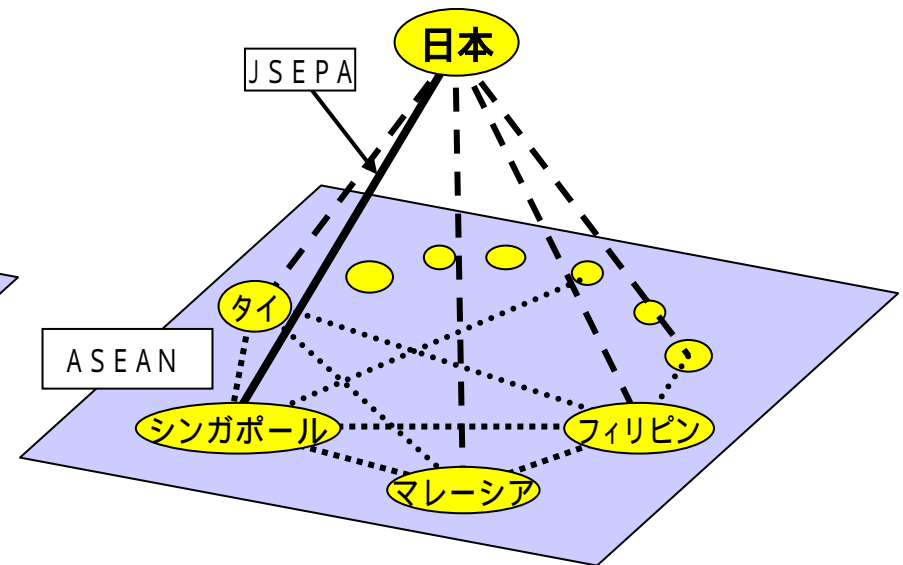
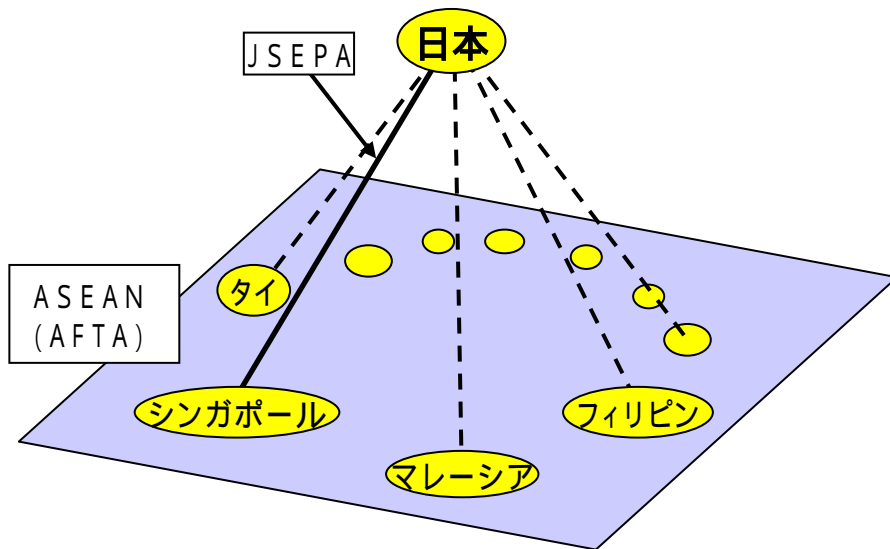
日本の自動車産業は、既に日アセアンワイドの事業展開を進めつつある。



(参考2 - 2) 日アセアン包括的経済連携の完成形イメージ

バイのアプローチ

リジョナルなアプローチ



<ポイント>

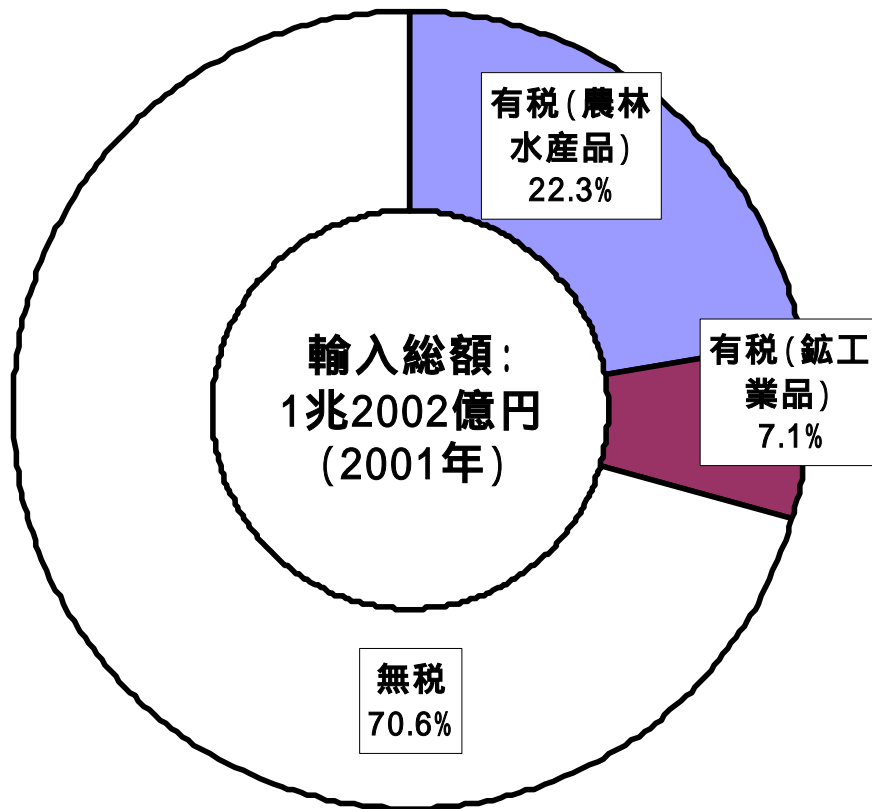
バイの協定は完成形(リジョナルなアプローチ)の一部を構成。

リジョナルなアプローチにより、原産地規則(日アセアン原産)によって、FTAの対象が、日本とアセアンの個別国間の取引においても、ASEAN域内の取引においても、増加。

リジョナルな合意により、アセアン域内の貿易の関税撤廃(AFTAの完成時期)が明確かつ確実になる。対象品目も増大し得る。

(参考: 2 - 3) 日タイ貿易の概況

タイからの輸入

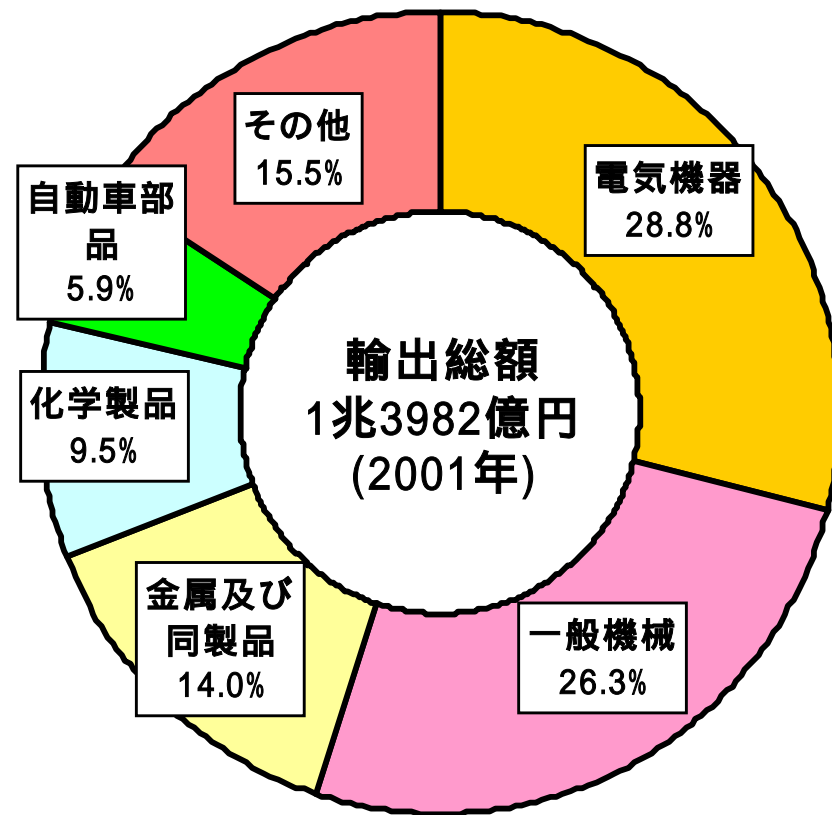


輸入品の約70%が無税

主要な輸入品

魚介類(10.8%)、事務用機器(10%)、AV機器(6%)、肉類(4.6%)、半導体等電子部品(4.4%) 等

タイへの輸出



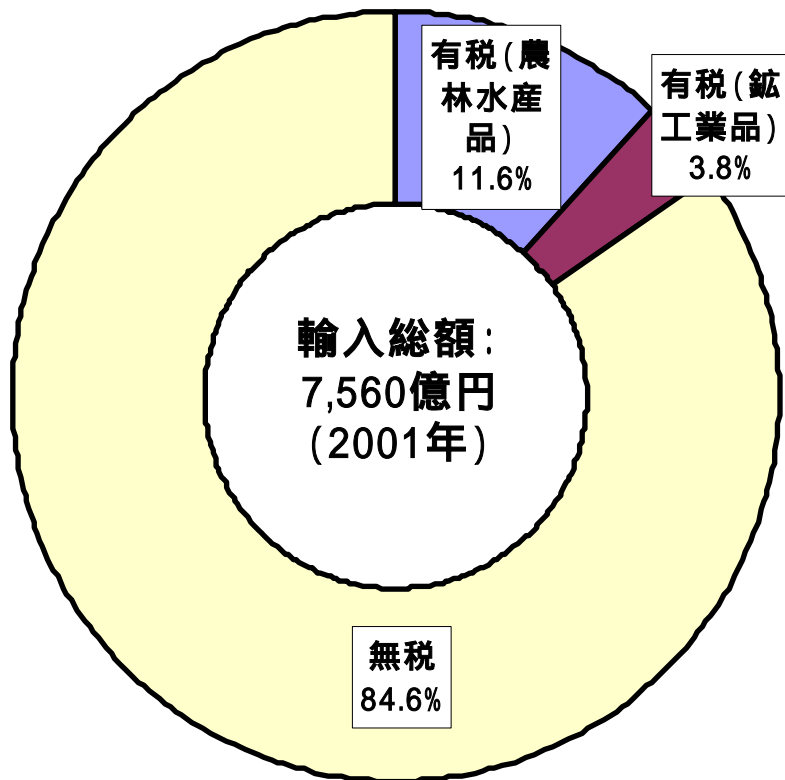
主要輸出品:

半導体等電子部品(14.4%)、鉄鋼(8.9%)、自動車部品(5.9%)、プラスチック(3.4%) 等

出典: 財務省貿易統計(2001年)

(参考: 2 - 4) 日フィリピン貿易の概況

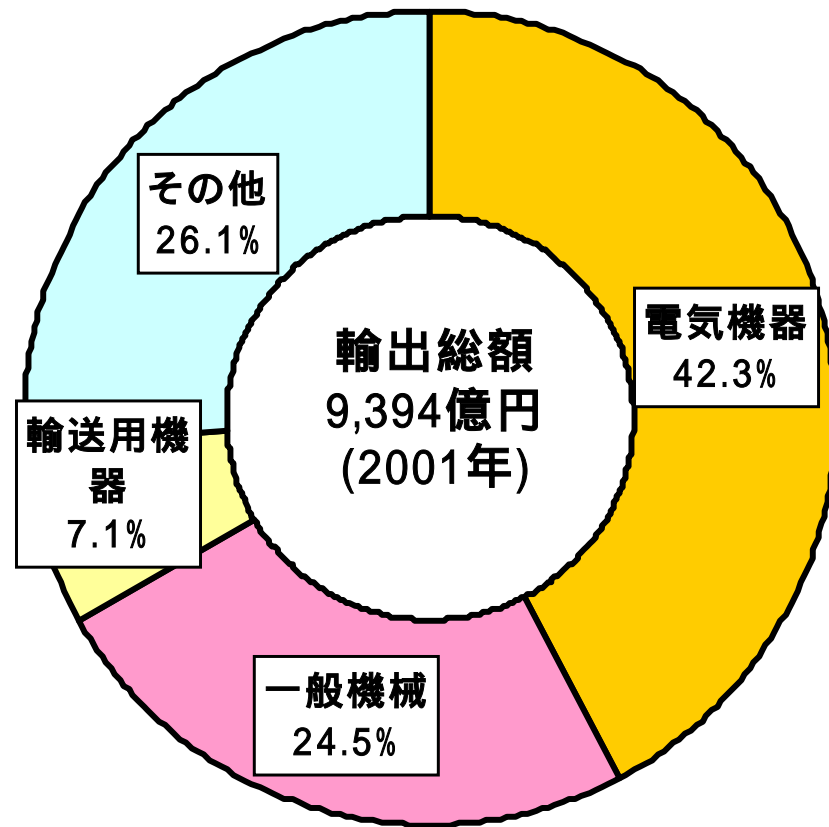
フィリピンからの輸入



輸入品の約85%が無税

主な輸入品
事務用機器(25.3%)、半導体等電子部品
(23.5%)、果実(6.9%)、AV機器(4.7%)

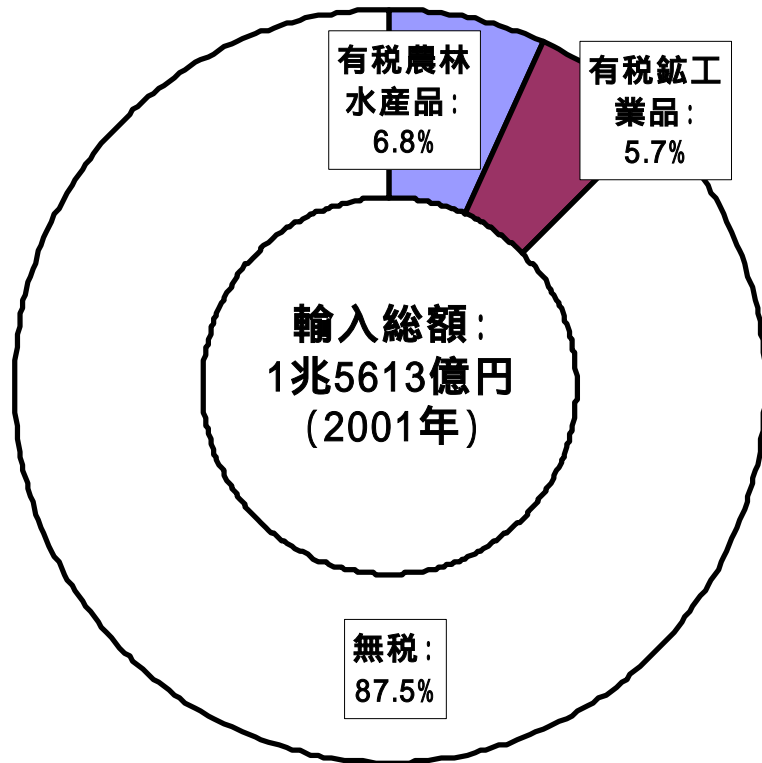
フィリピンへの輸出



主要輸出品:
半導体等電子部品(23%)、事務用機器
(12.4%)、プラスチック(6.1%)、自動車(3%)等

(参考: 2 - 5) 日マレーシア貿易の概況

マレーシアからの輸入

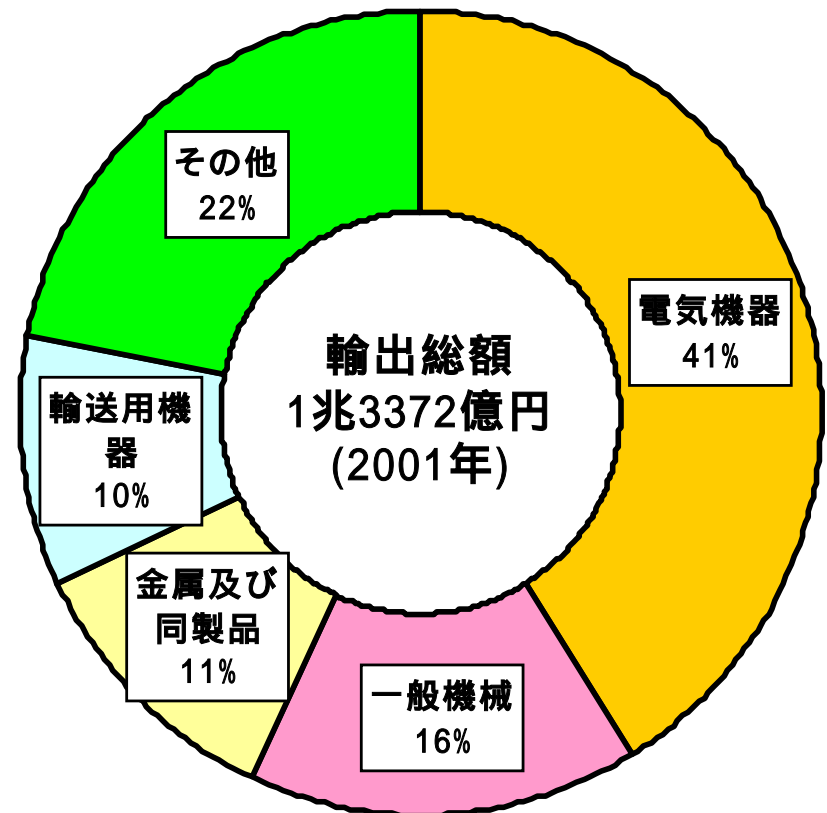


輸入品の約88%が無税

主要輸入品

液化天然ガス(21.0%)、AV機器(14.3%)、事務用機器(13.3%)、通信機(11.9%)、木製品(5.3%)等

マレーシアへの輸出



主要輸出品:

半導体等電子部品(25.2%)、鉄鋼(7.4%)、自動車(5.3%)、科学光学機器(3.8%)、自動車部品(3.4%)等

出典: 財務省貿易統計(2001年)

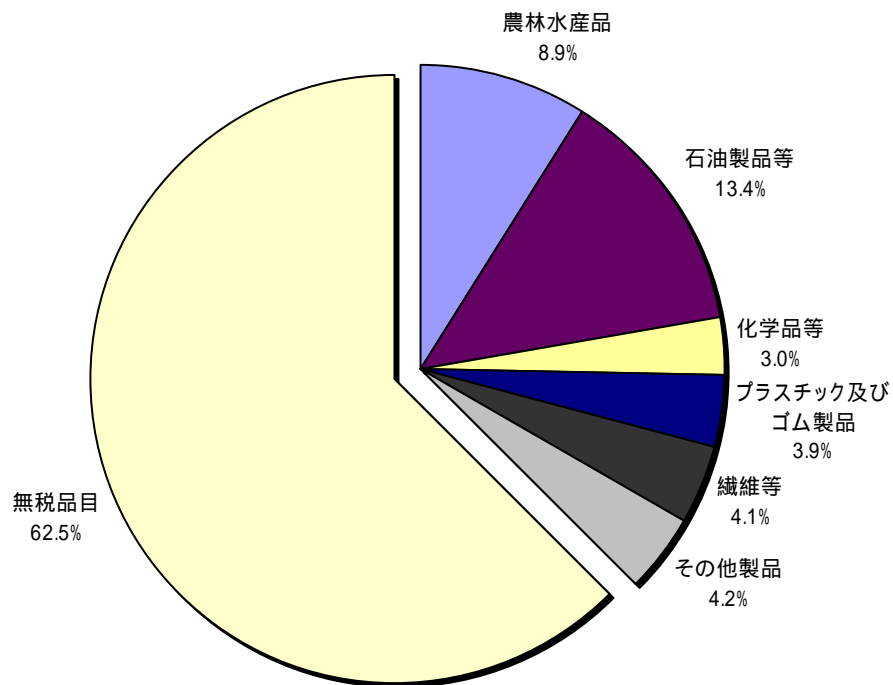
(参考3) 日韓貿易の概況

韓国 日本

(2002年)

総輸入額

155億ドル

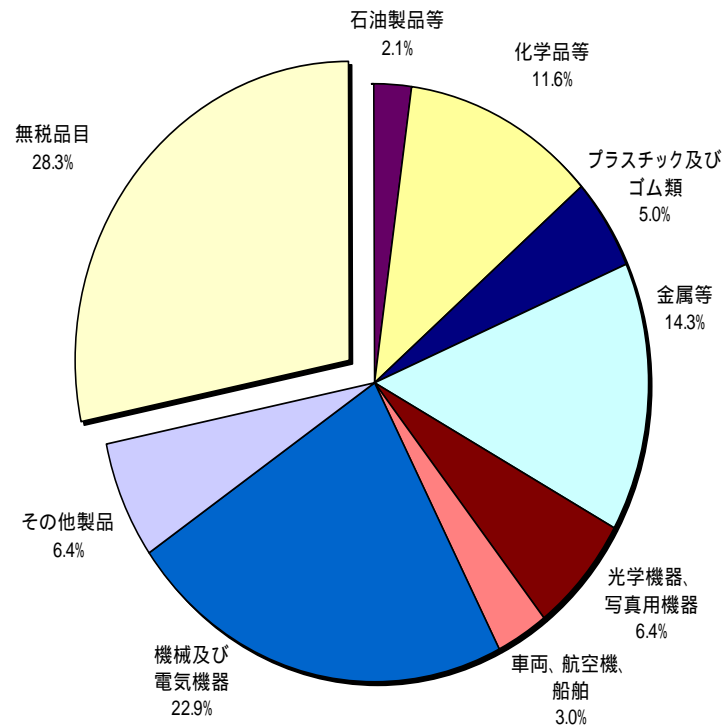


日本 韓国

(2002年)

総輸入額

300億ドル



* 韓国から日本への輸入について、有税、無税の区分は、2004年の関税率表を使用。

2002年当時の分類に基づいた場合、有税:無税 = 42.7%:57.3%